

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 組合の名称
高松市大工町・磨屋町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成31年3月22日から平成35年12月31日まで
- 3 施行地区
高松市大工町8番1、8番3、8番4、8番5、8番6、8番15、8番17、8番18、8番21、8番22、丸亀町13番1、磨屋町10番1、10番2、10番6
市道塩屋町錦町線の一部、市道丸亀町栗林線の一部、市道磨屋町103号線の一部、市道百間町102号線の一部
- 4 事務所の所在地
高松市丸亀町3番地13
- 5 設立認可の年月日
平成31年3月22日
- 6 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合事務所の掲示板のほか、高松市役所等、組合が適当と認める場所に掲示して行うものとする。
特に必要があるときは、官報等に掲載して行う。
- 8 個別利用区内の宅地への権利変換を申出することができる期限
該当なし
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成31年4月20日